

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年2月29日
【会社名】	フューチャーアーキテクト株式会社
【英訳名】	Future Architect, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 東 裕二
【本店の所在の場所】	東京都品川区大崎一丁目2番2号
【電話番号】	(03)5740-5721
【事務連絡者氏名】	執行役員 中島 由彦
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区大崎一丁目2番2号
【電話番号】	(03)5740-5721
【事務連絡者氏名】	執行役員 中島 由彦
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、平成28年2月23日開催の取締役会において、平成28年4月1日を効力発生日として新設分割を行うことに関し、平成28年3月に開催する定時株主総会に議案として提出することを決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該新設分割の目的

当社グループは、「経営とITをデザインする」ことを中長期的な経営戦略の中心に掲げ、ビジネスの「あるべき姿」とそれを実現するために最適な「仕組み」を、最新のITを積極的に取り入れることで提供することを通じて、顧客企業、ひいては社会の未来価値を高めることを使命として事業を推進してまいりました。また、ITコンサルティング事業のグローバルな展開やニューメディア・ウェブサービスにおけるオリジナルサービスの提供といった新しい事業にも取り組んでおります。

このような中で、当社グループが、今後さらに成長を継続していくためには、持株会社体制に移行し、グループとしての経営戦略の立案、グループ全体の経営資源の最適配分、M&Aを含めた機動的な事業再編、新技術の開発力・新規事業の創出力の強化、経営人材の育成及びグループ全体のコーポレート・ガバナンスの強化を図っていくことが必要であると考えております。

(2) 当該新設分割の方法、新設分割に係る割当ての内容その他新設分割計画の内容

新設分割の方法

当社を分割会社とし、新設するフューチャーアーキテクト株式会社を新設分割設立会社とする新設分割となります。

なお、当社は平成28年4月1日をもって、商号を「フューチャー株式会社」に変更する予定です。

新設分割に係る割当ての内容

新設分割設立会社は、本件分割に際して、普通株式1,000株を発行し、そのすべてを当社に割当交付いたします。

新設分割の日程

新設分割計画書承認臨時株主総会基準日	平成27年12月31日
新設分割計画書承認取締役会	平成28年2月23日
新設分割計画書承認株主総会	平成28年3月22日（予定）
分割効力発生日	平成28年4月1日（予定）

その他の新設分割計画の内容

当社が平成28年2月23日の取締役会で承認した新設分割計画の内容は、(5)「新設分割計画書」のとおりです。

(3) 当該新設分割計画に係る割当ての内容の算定根拠

本件分割に際して当社に対して交付される本件新設分割設立会社の株式の数につきましては、本件分割は単独新設分割であることから、割当てられる株式数によって当社と本件新設分割設立会社との間の実質的な権利関係に差異が生じることはなく、これを任意に定めることができると認められるところ、当社の持株会社体制への移行の目的に鑑み、完全子会社となる本件新設分割設立会社株式の効率的な管理及び本件新設分割設立会社の資本金の額等を考慮し、決定したものであります。

(4) 当該新設分割の後の新設分割設立会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	フューチャーアーキテクト株式会社		
本店の所在地	東京都品川区大崎一丁目2番2号		
代表者の氏名	代表取締役会長	金丸 恭文	
	代表取締役社長	東 裕二	
資本金の額	300百万円		
純資産の額	6,128百万円（注）		
総資産の額	6,375百万円（注）		
事業の内容	ITコンサルティング事業		

（注）純資産の額及び総資産の額は、新設分割会社の平成27年12月31日現在の貸借対照表に基づいて算出したものであり、実際の額とは異なる可能性があります。

(5) 新設分割計画書は次のとおりです。

新設分割計画書（写）

フューチャーアーキテクト株式会社（平成28年4月1日付で「フューチャー株式会社」に商号変更予定。以下「当社」という。）は、当社がITコンサルティング事業（以下「本事業」という。）に関して有する権利義務を新たに新設するフューチャーアーキテクト株式会社（以下「新設会社」という。）に承継させるために新設分割（以下「本件分割」という。）を行うことに関して、つぎのとおり新設分割計画書（以下「本計画書」という。）を作成する。

第1条（分割方法）

当社は、本計画書の定めるところに従い、新設分割の方法により新設会社を設立し、当社が本事業に関して有する権利義務を新設会社に承継させる。

第2条（新設会社の定款記載事項）

新設会社の本店の所在地は、東京都品川区大崎一丁目2番2号とし、新設会社の目的、商号、発行可能株式総数その他の定款で定める事項は、別紙1「定款」に記載のとおりとする。

第3条（新設会社の設立時取締役及び設立時監査役の氏名）

新設会社の設立時取締役及び設立時監査役は、次に定めるとおりとする。

- (1) 設立時取締役 金丸 恭文、東 裕二、石橋 国人、荒井 政美、産形 満義、齋藤 洋平、南 宗敏
- (2) 設立時監査役 牧 保

第4条（承継する権利義務）

1. 新設会社は、本件分割に際し、別紙2「承継権利義務明細表」記載の資産、債務、雇用契約その他の権利義務を当社から承継する。なお、本計画書作成後分割効力発生日（第7条に定義する。以下同じ。）までに当社に新たに帰属するに至った本事業に関する権利義務についても、別紙2「承継権利義務明細表」の記載に従い、新設会社に承継されるものとする。
2. 当社は、前項の規定により、新設会社が当社より承継するすべての債務について、重畳的債務引受を行うものとする。

第5条（本件分割に際して交付する株式の数）

新設会社は、本件分割に際して普通株式1,000株を発行し、そのすべてを第4条第1項に定める権利義務の対価として、当社に交付する。

第6条（新設会社の資本金及び資本準備金の額等）

新設会社の設立時における次の各号に定めるものの額は、当該各号に定める額とする。

- (1) 資本金の額 金 300,000,000円
- (2) 資本準備金の額 金 75,000,000円
- (3) その他資本剰余金の額 会社計算規則第49条第1項に定める株主資本等変動額から上記(1)及び(2)の合計額を控除した額

第7条（分割効力発生日）

新設会社の設立の登記をすべき日は、平成28年4月1日（以下「分割効力発生日」という。）とする。但し、本件分割の手続きの進行上の必要性その他の事由により必要があるときは、当社の取締役会決議によって、これを変更することができる。

第8条（本計画書の変更、本件分割の中止）

本計画書作成後、分割効力発生日までの間において、当社の財産の状態又は経営状態に重要な変動が生じた場合、本件分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合、その他本件分割の目的の達成が困難となった場合には、当社の取締役会決議によって、本件分割の条件その他本計画書の内容を変更し、又は本件分割を中止することができる。

第9条（競業禁止義務）

当社は、本件分割後においても本事業について、競業禁止義務を負わない。

第10条（本計画書の効力）

本計画書は、効力発生日までに株主総会における承認又は法令に定める関係官庁等の承認等が得られなかったときには、その効力を失う。

第11条（本計画書に定めのない事項）

本計画書に定める事項のほか、本件分割に必要な事項については、本件分割の趣旨に従い、当社がこれを決定する。

平成28年2月23日

東京都品川区大崎一丁目2番2号
フューチャーアーキテクト株式会社
代表取締役社長 東 裕二

別紙 1

定款

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、フューチャーアーキテクト株式会社と称し、英文では、Future Architect, Inc. と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 企業経営及び業務運営に関するコンサルティング
2. 情報システムのコンサルティング
3. 情報システムの企画、設計、開発、保守、運用及び管理
4. ハードウェア及びソフトウェアの企画、設計、開発、調達、販売、保守並びにその利用に関するサービスの提供
5. 各種情報の調査、分析、研究、評価、教育及び研修
6. 前各号に関する各種アナログ及びデジタルサービスの提供
7. 前各号に附帯又は関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都品川区に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載して行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、2,000株とする。

(株式取扱規程)

第7条 当社の株式に関する取り扱いは、法令または本定款の他、取締役会において定める株式取扱規程による。

(株式の譲渡制限)

第8条 当社の株式を譲渡により取得するときは、取締役会の承認を受けなければならない。

第3章 株主総会

(招集)

第9条 当社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3ヵ月以内に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に随時これを招集する。

(基準日)

第10条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年12月31日とする。

(招集権者及び議長)

第11条 株主総会は、代表取締役がこれを招集し、議長となる。
代表取締役が複数の場合は、取締役会において予め定めた順序に従い、先順位の代表取締役が株主総会を招集し、議長となる。代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がその任にあたる。

(決議の方法)

第12条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席しその議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第13条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。
株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を、当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第14条 当会社の取締役は、15名以内とする。

(取締役の選任方法)

第15条 取締役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって選任する。
取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第16条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第17条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。
取締役会は、その決議によって取締役社長1名を選定し、また必要に応じて、取締役会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役を選定することができる。

(取締役会の招集通知)

第18条 取締役会の招集通知は、会日の2日前までに各取締役及び各監査役に対し発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。
取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集手続きを経ないで取締役会を開くことができる。

(取締役会の決議の省略)

第19条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数によってこれを行う。
当社は、会社法第370条の要件を満たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規程)

第20条 取締役会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第21条 取締役の報酬、賞与其他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第22条 当社は、会社法第426条第1項の定めにより、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める額とする。

第5章 監査役

(監査役の員数)

第23条 当会社の監査役は、3名以内とする。

(監査役の選任)

第24条 監査役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって選任する。

(監査役の任期)

第25条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(監査役の報酬等)

第26条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第27条 当社は、会社法第426条第1項の定めにより、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
当社は、会社法第427条第1項の定めにより、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める額とする。

第6章 計算

(事業年度)

第28条 当社の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までの1年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第29条 当社の期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。
当社の中間配当の基準日は、毎年6月30日とする。

附則

第1条 当社の最初の事業年度は、設立の日から平成28年12月31日までとする。

第2条 本附則は、当社の最初の事業年度に関する定時株主総会の終結の時をもって削除する。

別紙 2

承継権利義務明細表

本件分割において新設会社が当社から承継する権利義務の明細は、分割効力発生日において本事業に属する次に掲げる資産、債務、雇用契約及びその他の権利義務とする。但し、本別紙「6. 承継する権利義務から除外される資産その他の権利義務」に記載される権利義務を除く。

なお、これらのうち資産及び負債については、当社の平成27年12月31日現在の貸借対照表その他の同日現在の計算を基礎とし、資産及び負債以外の権利義務については本計画書作成日現在のものを基礎とし、これに効力発生日の前日までの増減を加除した上で確定する。

1. 資産

(1) 流動資産

本事業に係る現金及び預金、売掛金、棚卸資産、前払金、前払費用、未収金その他の流動資産

(2) 固定資産

本事業に係る工具器具備品

本事業に係る個別ソフトウェア及び著作権（基幹システム等の社内システムの著作物及び共通のコンポーネントの著作物の著作権は除く）

本事業に係るその他固定資産

2. 負債

本事業に係る前受収益、プロジェクト損失引当金及び品質保証引当金

3. 従業員との雇用契約

分割効力発生日において、本事業のスタッフ部門に主として従事する従業員との雇用契約及びこれに基づく権利義務の一切を承継する。コンサルタントは当社に所属し、新設会社に向向する。

4. 契約上の地位等（但し、本別紙「3. 従業員との雇用契約」に記載されるものを除く）

本事業に係る売買契約、業務委託契約及びその他雇用契約以外の一切の契約上の地位並びにそれに付随する権利義務（これらに関して係属する訴訟上の地位を含む。）

5. 許認可等

本事業に係る免許、許可、承認、登録、届出のうち、当社から新設会社に承継が法令上可能であるもの一切。

6. 承継する権利義務から除外される資産その他の権利義務

(1) 除外される資産・負債

関係会社に係る未収金

土地、建物及び建物附属設備

基幹システム等の社内システムのためのソフトウェア及びハードウェア

特定のプロジェクトに属さない工具器具備品

敷金等差入保証金

短期・長期貸付金、未収利息

子会社株式、関係会社株式、投資有価証券等投資持分

特許権、商標権、著作権その他知的財産権

著作権については、基幹システム等の社内システムの著作物及び共通のコンポーネントの著作物の著作権に限る。

買掛金、未払金、未払費用、前受金、預り金等の流動負債

短期・長期借入金、未払利息

未払法人税等、未払消費税

(2) 除外される権利義務

事務所の建物に係る賃貸借契約

金融機関との間で締結した金銭消費貸借契約及び当座貸越契約

上記(1)に記載された承継されない資産及び負債に係る契約

以上